

## VI 注記

(注記 6・7は全体財務書類及び連結財務書類のみに該当します。)

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

ア 有形固定資産 …………… 取得原価

開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

(ア) 昭和59年度以前に取得したもの … 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

(イ) 昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの …… 取得原価

取得原価が不明なもの …………… 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 無形固定資産 …………… 取得原価

開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

(ア) 取得原価が判明しているもの …… 取得原価

(イ) 取得原価が不明なもの …………… 再調達原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

ア 満期保有目的有価証券 …………… 償却原価法 (定額法)

イ 満期保有目的以外の有価証券

(ア) 市場価格のあるもの …………… 会計年度末における市場価格

(イ) 市場価格のないもの …………… 取得原価 (または償却原価法 (定額法))

ウ 出資金

(ア) 市場価格のあるもの …………… 会計年度末における市場価格

(イ) 市場価格のないもの …………… 出資金額

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

ア 有形固定資産 …………… 定額法

イ 無形固定資産 …………… 定額法

#### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

ア 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により (または個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（または個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（または個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

イ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

ウ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

エ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

ア ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）とし、出納整理期間中における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア 物品及びソフトウェアの計上基準

物品は取得価額または取得価格が50万円（美術品は300万円）以上のものを、ソフトウェアは市が所有等するものを資産として計上しています。

イ 資本的支出と修繕費の区分基準

支出金額が130万円以上であるときに資本的支出としています。

**2 重要な会計方針の変更等**

重要な会計方針の変更等はありません。

**3 重要な後発事象**

重要な後発事象はありません。

#### 4 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるものは次のとおりです。

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況  
該当する事象はありません。
- (2) 係争中の訴訟等  
該当する事象はありません。
- (3) その他主要な偶発債務  
該当する事象はありません。

#### 5 追加情報

- (1) 一般会計等財務書類の対象範囲  
一般会計
- (2) 一般会計と普通会計の差異  
原則として、一般会計額から、障がい者福祉センターの運営に関する経費を控除した額が普通会計額となっています。
- (3) 端数調整  
千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- (4) 出納整理期間  
地方自治法第235条の5の規定に基づき、会計年度末から翌年度の5月31日までを出納整理期間とし、期間中の現金の受払い等及びこれに伴う資産のまたは負債の増減を反映した計数をもって会計年度末の計数としています。  
  
(根拠条文：地方自治法第235条の5)  
「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」
- (5) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況
  - ア 実質赤字比率  
表示される数値はありません。
  - イ 連結実質赤字比率  
表示される数値はありません。

ウ 実質公債費比率

1.0%

エ 将来負担比率

表示される数値はありません。

(6) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

区 分	令和5年度以降の支出予定額（千円）
利子補給に係るもの	0
その他	10,723,207
合計	10,723,207

(7) 繰越事業に係る将来の支出予定額

258,263千円

(8) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

売却可能資産は計上していません。

(9) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

減債基金は活用していません。

(10) 基金借入金（繰替運用）の内容

基金からの年度を越えた繰替運用はありません。

(11) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

11,180,522千円

(12) 一時借入金

資金収支計算書には一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額は次のとおりです。

会計等	限度額（千円）
一般会計	5,000,000
国民健康保険事業特別会計	300,000
介護サービス事業特別会計	300,000
介護保険事業特別会計	200,000
下水道事業会計	500,000
合 計	6,300,000

## 6 全体財務書類に関する注記

### (1) 全体財務書類の対象となる会計

国民健康保険事業特別会計  
介護サービス事業特別会計  
介護保険事業特別会計  
後期高齢者医療特別会計  
下水道事業会計

## 7 連結財務書類に関する注記

### (1) 連結財務書類の対象となる団体

団体名	区分	連結の方法	比例連結割合
東京市町村総合事務組合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	2.265%
東京都後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	1.396%
ふじみ衛生組合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	49.070%
東京たま広域資源循環組合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	4.268%
三鷹市土地開発公社	地方三公社	全部連結	—
公益財団法人 三鷹市スポーツと文化財団	第三セクター等	全部連結	—
公益財団法人 三鷹国際交流協会	第三セクター等	全部連結	—
一般財団法人 三鷹市勤労者福祉サービスセンター	第三セクター等	全部連結	—
社会福祉法人 三鷹市社会福祉事業団	第三セクター等	全部連結	—
株式会社 まちづくり三鷹	第三セクター等	全部連結	—

連結の方法等は以下のとおりです。

#### ア 一部事務組合・広域連合

各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

#### イ 地方三公社

すべて全部連結の対象としています。

## ウ 第三セクター

出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等の活動実績等に応じて比例連結の対象としています。

### (2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定に基づき、会計年度末から翌年度の5月31日までを出納整理期間とし、期間中の現金の受払い等及びこれに伴う資産のまたは負債の増減を反映した計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体と出納整理期間を設けている団体との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払いが終了したものとして調整しています。

### (3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、下水道事業会計及び一部の連結対象団体については、税抜方式によっている場合があります。